

## 平成29年度第3回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成29年6月21日(水)

午前10時00分～午前10時45分

場所 議事堂 7階 第2委員会室

### 出席者

#### ・検討会委員

横野 昭(座長)、松尾 茂(副座長)、泉 英之、舎川智也、江西照康、島 隆之、  
東 篤、金井毅俊、成田光雄、橋本雅雄、高田重信

#### ・事務局

議会事務局長、議会事務局次長、庶務課長、庶務課 主幹、課長代理、主査、主任

#### ・傍聴人(一般)

一般0人

#### ・報道関係

### 議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野座長： ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので許可します。

また、本日の議事録の署名委員に江西委員、金井委員を指名いたします。

金井委員： 座長。

横野座長： はい。

金井委員： 検討会が始まる前に、第2回政務活動費のあり方検討会が行われた5月17日から今日までの間に、報道機関の方から高田重信委員について、いろいろ報道がありました。一昨日、日本維新の会の会派の代表として、自民党会派について高田委員がふさわしいかどうかということに疑問を感じたため、委員を交代していただけないかというお願いをしたのですが、今日お見えになっておられるので、それはそれで会派のされることでわかりましたが、報道機関とか新聞あるいはその他、噂、記事では、我々は見るとは、直接、このあり方検討会としての委員としておられる以上、どういうことがあったか、直接私は聞きたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

横野座長： すみません。今の発言ですが、ここはそういう糾弾する場ではないので、あり方検討会の方針を決めるところでありますから、そのことについては、却下いたします。皆さん、どうですか。

金井委員： はい。

横野座長： なにかありますか。

金井委員： 却下というのは、私以外、皆さん、そういうことでよろしいかということで、ちょっと、決を採っていただけますか。

横野座長： 今、採決を採る問題ではないと私はと思いますが、皆さんどうですか。

橋本委員： 私は、その必要は全くない、却下でよろしいと思います。

横野座長： はい。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野座長： はい。では、これより議事を進めたいと思います。

これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおりです。

最初に、前回のあり方検討会では、第三者機関による審査業務の委託先の候補として公認会計士を軸とすること、また、その審査について、週間業務と例月業務の内容が決定いたしました。

また、委託先の候補者の選定及び交渉について、正副座長に一任いただいたところでありますので、まずは、その後の状況を私の方からご報告いたします。

まず、5月下旬、5月22日に、日本公認会計士協会北陸会に対しまして、一般、政務活動費の適正な運用を目指した本議会の取り組み状況をご説明し、第三者機関としてご協力いただきたい旨、正副議長とともにお願いをいたしました。

その場において、日本公認会計士協会北陸会からは、本市議会の適正運営を目指した取り組みに対して、協力は惜しまない旨のありがたいお言葉をお受けいたしました。

このことから、今月初め、6月1日に、北陸会宛てに議長名で、第三者機関の受託者として、協会所属の公認会計士の推薦依頼を行ったところ、先週、6月14日、碓井太吉先生を代表者とした、合計6名の公認会計士の方々をご推薦いただきました。

その後、碓井先生と、運用指針に基づき、業務内容や勤務形態などについ

て、協議・調整を行い、現在は、基本的な事項について調整が図られた段階であります。以上が、座長、副座長のこれまでの取り組み状況であります。

それでは、現時点における第三者機関による審査業務に係る基本事項について、お手元に配布した資料に基づいて、事務局から説明させます。

庶務課長： 事務局の金山でございます。座って説明させていただきます。

それでは、資料に基づき説明いたします。碓井公認会計士との間で調整が図られた協議事項について、ご説明いたします。まず、設置主体でございますが、本市議会の方針どおり、各会派による共同設置ということで、調整を図りました。具体的には、委託者としては、富山市議会8会派、記載の会派であります。受託者といたしまして、公認会計士碓井太吉先生にご内諾いただいております。

審査会の構成でございますが、公認会計士等の3名で構成するという方針が示されていたことから、その基本方針に則り、今ほど座長からもございましたが、日本公認会計士協会北陸会からのご推薦に従い、碓井先生を代表とした合計6名の公認会計士で構成することと調整を図っております。

あと、3番目、費用負担につきましては、各会派が、その所属議員数に応じた按分で負担するということとしておりましたが、審査の内容や業務量などを勘案し、総額での契約をお願いしているところでありまして、了解を得ているところでございます。従いまして、各会派は、受託者からの個別応分の請求書に基づき、支払うこととなります。また、業務委託料及び支払月につきましては、現在、碓井公認会計士と調整中でございます。

続きまして、実施方法でございますが、基本的に1(1)に記載のとおりでございますが、各会派の代表者の連名により契約することになります。

続きまして、審査業務の概要でございますが、前回の検討会でもお話しま

したが、詳細な業務は、契約仕様書の中で定めることとしております。週間業務、そして例月業務がございます。

2ページ目をご覧ください。富山市議会政務活動費に係る審査等業務ということで、具体的な履行の場所につきましては、富山市役所の議会棟、具体的には、現在の日本維新の会・フォーラム38の控室の向かいの会議室を想定しております。

履行期間でございますが、平成29年7月1日から平成30年3月31日まででございます。ただし、平成29年5月から、(改選後の)政務活動費について新しく交付が始まっておりますので、5月1日から6月30日までの政務活動費についても、事後の審査を行っていただくこととしております。

業務内容につきましては、当該事業の実施前の事前審査、実施後の事後審査及び例月監査を行い、疑義のあるときは修正指示等を行うこととしております。

また、判断が困難な疑義案件があったときは、議会事務局と協議を行っていくこととしております。

5番になりますが、業務の頻度ですが、週間業務につきましては、文字どおり、原則、毎週1回、各会派で事前承認済みのものの事前審査、各会派で事後承認済みのものの事後審査を行うこととしております。

3ページをお願いします。例月業務でございますが、原則、月に1回、各会派が月締めして整備したものの例月監査を行っていただくこととしております。日につきましては、毎月毎週、週間の業務日がございますので、毎月においては、その2回目に当たる週間業務日に、この例月の監査をやっていけばどうかと考えているところであります。その他でございますが、週間業務及び例月業務の具体的な実施日については、別途協議し、本件業務の年間実施日を事前に決定したいと考えております。今のところ、碓井先生とは、毎週火曜日ぐら

いでしょうかということで、調整を図っているところでございます。

続きまして、実施の体制でございますが、必ず公認会計士を責任者として配置し、審査により承認となる場合は、審査書等の第三者機関承認欄の責任者欄に押印することといたします。また、責任者となる公認会計士以外の公認会計士を担当者として配置するものとし、審査により承認となる場合は、審査書等の第三者機関承認欄の担当者欄に押印することとしております。今現在は、6人の公認会計士の体制ということで、基本的にはこの体制で行きたいと考えております。

7番目ですが、受託者からは、契約書に基づきまして、次の報告書、審査等の日報、例月報告書、そして年度末に、(履行)期間の終了後、実績報告書を提出していただくこととしております。具体的には、資料がちょっと飛びますが、5ページをお願いいたします。これが審査等日報のイメージでございます。6ページをご覧ください。6ページに記載例を書いてございます。審査日、業務時間、日報作成者、そして事前事後の審査ということで、会派別に事前事後別件数ということです。その横にいきますと、審査の状況といきまして、承認・保留・不承認ということで伝票番号を書く欄がございます。この伝票につきまして、審査の状況を返していただく形になります。例月については、一番下に書いてありますように、行った状況を書いていただく方式となっております。また、7ページでございますが、これは、例月の報告書の様式でございます。こちらの様式に従って、例月の状況の報告を行っていただくこととしております。以上が、現時点での審査業務等の内容であります。以上でございます。

横野座長： はい。今ほど説明がありました、まず最初に1ページ目の設置に関する基本事項につきまして、皆様のご意見があればお伺いいたしますが。

高田委員： 座長。

横野座長： はい。

高田委員： 確認ですが、前回まで公認会計士の1人をチーフにして補助的に3名という考え方であったかと思っておりますが、今の説明だと全部が公認会計士さんが担当するという捉え方でよろしいか。

横野座長： はい、そうです。実を言いますと、公認会計士さんと話し合いをしたときに、事務補助という者はいるのだけでも、補助よりも私たち公認会計士が責任を持ちますというふうに、はっきり言われましたので、公認会計士2人で確認、検査をやっていきますという形で。疑義を生じた場合は公認会計士の皆さんで話し合いをする場を当然持っていくので、そういう形で進めたいという意向がございましたので、今回はそういう形にさせていただきたいという思いであります。

高田委員： もう1点ですが、時間が何時から何時までとかは、そのときの量によって、ずっと午前も午後もやるという考え方で。それとも、出られるのは1時間、2時間。

横野座長： 一応今ところ、火曜日になるかどうかはまだ確定ではありませんが、週は9時半から12時ぐらいの2時間半程度を公認会計士で見てもらおうという、1週間に1回で2人合わせて5時間になりますけど、そういった形で点検していただいて。ただ、プラスマイナス、早く終わるときと、逆に最初は大変数が多いと思いますので、大変時間がかかるかとは思いますが。時間単位にするかどうかを

含めて、最終的には年間契約で進めていって、増減については公認会計士さんに、増えた場合はボランティア、減った場合は返してもらう、というのは普通ちょっとなかなか言いにくいのですが、ともあれ一応今のところは年間契約として進めていきたいと。だいたい7月1日から3月31日まで約37週ありますので、37週来ていただくことと、6人の公認会計士さんたちが例えば4人5人集まられて打ち合わせする場合も出てくるとは思いますので、そういったことも含めて、年間そういった人数配分で時間をだいたい2時間半程度ということで、延べ時間数等を検討して契約の方へ持っていきたいという思いでありまして。今、代表になっている碓井さんとは、一応、年間契約でいけないだろうかというお話をしています。

今日のあり方検討会で方針が出た段階で、代表者会議で結論を出していただいて、契約をするという方向へ持っていきたいという思いではありますが。

基本事項については、だいたいこういった流れでよろしいでしょうか。

島 委員： 委員長。

横野座長： はい、島委員。

島 委員： 今の高田委員の確認なんですけど、2番の構成の公認会計士等の等はいらないということですか。3人とも公認会計士ということで。

横野座長： はい、当初の計画は、公認会計士等3名で構成するとしていましたが、今回、代表1人含めて6人の公認会計士が、会計士で責任持ちますと言われましたので。ちょっと、この表現は直さなくてはいけませんね。



庶務課長： 基本的な、昨年度決められた基本方針をこちらでお示しております、今年度につきましては、一応、交渉の結果、6人の体制で臨めるということで。これは、わかりやすく昨年度までの方針を残してある状況でございます。年度年度で変えるということが望ましいということであれば、変えていければよろしいかと思いますが、基本的にはこういった公認会計士等の3名で構成するという方針が昨年度出ておりましたので、今、ここでは、表記は残させていただいているというご理解をお願いします。

横野座長： よろしいですか、はい。

金井委員： （挙手）

横野座長： はい、金井委員どうぞ。

金井委員： あの、ちょっと費用負担について、もう一度ご説明、確認したいことがあります。政務活動費でそのまま負担するというのが、我々、補欠選挙の前のおきからずっと決まっていると、設置も決まっていたということ。我々は後から委員になったものですから、それでこれについては反対して。でも、負担については、この政務活動費でこの費用を払うのは不相当だという、これはもうずっと言い続けてきたことで、今後もこれは言うと思うので。前回から負担は自分たちでしますということになっているのですが、その方法はというふうになればいいんですか、我々の方は。皆さんは政務活動費が支給されているからそれでやると。

松尾副座長： 座長。

横野座長： はい。

松尾副座長： 政務活動費を使うか使わないかというのは、各会派の判断であるわけであって、現在、実際に政務活動費として支出する上でちょっと曖昧だなと思う部分は、会派で判断して政務活動費を支出していないという、そういったことも当然あるわけでありますから、これは各会派の判断で何の問題もないと私は思います。

横野座長： 1つ気になるのは、方針で一応、政務活動費で契約を結ぶという形で議員総意の下にということで決めてきた1つのルールですから、政務活動費を充てないとなると、(政務活動費を)一銭も使わない、全く使わない会派が政務活動費を出さないとなって、契約上それが妥当かどうか、寄附行為に当たるかどうかということも考えなければならない。政務活動費を使ってもいないのに、契約上、契約したから金を支払いますということについては、ちょっと検討課題かと思えます。このことについては、ちょっと検討させてください。

金井委員： はい。

横野座長： はい。

金井委員： いいですか。もう1点、ここで言った方がいいのかどうかわかりませんが、費用負担ということで、第三者機関ができたというのは、議員で決めたということなんですが、3月定例会において、市の方から議会事務局に、あのときの説明では、政務活動費の事務が大変だということで、3名増員されているわけです。市の方から、職員が。そういうことがあるのかかわらず、また政務活動

費、公金を使って第三者機関を設置してやるのかという、当然これは市民の声から後で提起されると思いますが、その点については皆さんどういふふうなお考えでおられますか。

松尾副座長： 座長。

横野座長： はい。

松尾副座長： 政務活動費を使うという部分での認識ですね。そこら辺の不安があるのかなと感じる。事務局長、事務局からちょっと今までの。

事務局長： 基本的には、今回、第三者機関を設置していこうという背景の一つには、今、指針を新たにしたわけですがけれども、それについては、今考え得る指針ということで、当時まとめさせていただいたものと私は思っております。それに対しまして、今度様々な運用をしていくわけですがけれども、その中で、いろいろ出てきた課題などについて更にレベルアップしていく必要があるというふうに思っています。そうしたものを第三者の方にきちっと見ていただいて、判断していただくというのは、大切なことだと思います。そのために、まさしく政務活動をよりチューンナップしていくという形でこの第三者機関を今回導入するということになっておりますので、そういう観点から申しますと、これは政務活動費から支出するのは、これは正しいことだというふうには考えております。そういう観点で、今回、私どもも、第三者機関の設置については、支払う場合の委託費につきましても、政務活動費で支出して問題ないというふうには考えているところでございます。

松尾副座長： 座長いいですか。

横野座長： はい。

松尾副座長： そもそもですね、いろんな不正があったという問題がありまして、その中で、じゃあ支出、そもそも政務活動費というのは、調査研究その他の活動という、その他という部分でいろいろ曖昧な部分があったということで、できる限りしっかりと支出できるものというものをですね、できるもの・できないものをしっかり精査してという意味で、あり方検討会から作業部会という形でいろいろ話し合っていて、そこら辺はある程度明確にはできたんですけども、実際にはやっぱり、その他の活動という部分で、はっきりできない部分というのは必ずあるんですよ。もちろん不正があったということで、その不正なんていうのは、もう絶対に起こしちゃいけないことではあるんですけど、歯止めとしていろいろ検討はしてきたんですけども、それ以上に、ミスだとか不適切な支出っていう、そういった部分のチェックをしっかりと第三者機関にしてもらおうという。この後、不適切な支出、ミスだとかそういったことも、はっきり言ひまして、市民の方に対してあまりにもそういったことが起きるとのこと自体が、本当にですね、良くないだろうということで。その中で第三者機関を置いて、そういったチェック機能を果たしていただこうと、不適切・ミスに関しても防いでいきたいと思います。そういった部分が一番重要な部分じゃないかなと自分も理解しております。そういった部分でしっかりと、今回、第三者機関でまずはスタートしてみて、皆でその上で、その中で、話し合いの中で、議員としての政務活動費を支出していく上でのレベルアップというものを必ず図っていく必要があると思うし、図れると思うので、そういったことがあるからこそ、政務活動費として支出もして、こういった体制を皆で作り上げていこうというのが始まりだったと思うので。まずちょっとそこら辺

の、事務局長も少し述べていただきましたけれども、理解されていない部分もあるのかなと思ったものですから、今ちょっとこういった話をさせていただきました。

横野座長： もう一点は、金井委員の質問の中にその議会の人員が増えたということについて、その辺りについて説明を1つ付け加えてください。

事務局長： 議会の人員が増えたと申しますのは、議会として、更に今までやはりそういう部分、きちとしたチェックを行っていくということに関しまして、既成の人数では、なかなか十分できなかった部分は確かにあると思っております。そういう部分も考慮していただきまして、議会の方の職員の人数を増強していただいたものと考えております。

横野座長： 事務局次長。

事務局次長： 今回、第三者機関というものを設置するということにつきましては、これまで、昨年からあり方検討会でご議論されまして、そもそもこの政務活動費の使い方につきましては、一義的にどなたが判断して使っていくかということは、これは各党派、議員の皆様お一人お一人の判断であろうかと思っております。そうした中で、これまでの判断の中に不適切な部分があったということで、指針の方もかなり見直しが図られてきたということではなかろうかと思っております。ただ、それも全ては、議員の皆様の中でお話し合いをなされた中で作られたものということで、それを更にブラッシュアップする、第三者の意見を絡めながら、判断を適切なものにする指標の一つとしていこうという中で、議員の側に第三者機関を置くということが今回の構成だったと理解しております。一方、議会事務局とい

うところは、支出の部分を担当しております。これまでは、最高裁の判例等もございましたものですから、中身に強く踏み込んで判断することはなかなか難しいということがございましたので、ここはやはり第三者機関を使いまして判断をしていただくという部分がある中で、一方では、たくさんの審査がある中で、局長から申し上げたとおり、なかなか手が回らないということがございましたので、こちらの方はそれに必要な人員を整えて、今後は議会事務局としても見る部分についてはしていくと、それぞれの役割分担があるということで認識をしているところでございます。

金井委員： はい。

横野座長： 金井委員。

金井委員： 今、費用負担という観点から、今ほど申し上げましたが、更に疑問が深まったというのが事実であります。まず、今年度については、我々及びフォーラム38さんが、まず政務活動費を請求されておられません。ということは、審査はゼロです。全くゼロです。あるいは、その100の審査のあるところと、0のところと按分するという、そういう不公平な審査の体制がここでできるんじゃないかなと疑問が出てきます。結局、審査の量について按分すると言われるのであればわかりますけども、審査の量は関係なくして、会派で、議員の人数で按分するというやり方には、ちょっと、今の説明では。大量のその事務ができたからやると、でも事務のほとんどは、この会派と、この会派と、この会派と、この会派というのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうには思うんですが。どうですかね、皆さん。

江西委員： 座長。

横野座長： はい

江西委員： こんなこと言って失礼なんですけれども、昨年の作業部会に、金井さんもメンバーで入っておられたんですね。私、気になって過去の議事録も調べてきました。一貫して言っていると言われますけれども、こんなところに政務活動費を使っていいのかというふうに、私、当初、着座するなり質問しております。そのとき、援軍は、大島さんが、私と同様に、そういった意見を言うておりました。金井さんは、ほとんど無口な中で、口を開かれた中で、市民は怒っていると。私も、まさにその点については大変理解するところだったんです。市民の怒りは大変なものだということと言われていたわけです。ですから、市民の怒りを、こういったものを、この大きさを鑑みると、やはりこういったイレギュラーなことも、こうやって決めていかれる中で仕方ないのかなと思っておりました。確かに作業部会の本当の最後の終盤の回になって、金井さん、これがおかしいという話を改めてされたわけですがけれども、議会でこうやって協議を進めていく中で、昨年そうやって異論を述べながらも話を前に進めていって、そして作業部会、最後のところで、金井さん、この件について触れられるようになられたわけです。やはり、時とともに議会というのは進んで行かなきゃだめですから、これをまた更に昨年決めたものを今年になってもう一度蒸し返すというのは。去年、市民は怒っている、じゃあ市民が怒っていることに対して、どうやって対応するのかというふうに考えて、皆さんで考えた中で、これが法的にも問題ないということもまず前提条件ですよ、ということで進めた議論ですから。これをまた蒸し返してくる、若しくは大島議員に至っては、使わないって言われますけど、去年も使っておられたわけです。あの、しっかりと。で、その金額もそれ

それまちまちです。私どもは、昨年度までは自民党新風会という会派でおりましたから、本当に政務活動費というものを使うということに対して、市民の目線を忘れないでおこうという思いの中でおりましたから。残りの半年しかないですからね。その中で政務活動費を使うと、これは選挙活動とみなされるのではないかというおそれもあることから、使えるであろうというものに対しても使わなかった。それは自分たちの判断でやったことです。別に周りが使った使わないうことを言うためにやったわけでもないです。それぞれの会派、それでも使い切った会派もありました。もともと使い切られるとっておられるところもありました。もともと政務の活動についてやるということで、やっているわけですから、平等、不平等とかそういったことを議論するようなテーマでもないと思うわけですね。以上です。

横野座長： はい、ほかにご意見はありませんか。

橋本委員： いいですか。

横野座長： はい。

橋本委員： 審査するといったことが求められると、そのほかに、この政務活動費のしっかりとした体制づくり、そして執行づくり、ルールづくり、そういったものも求められるとっております。将来にわたってそういった体制ができる、そういったものに皆さんで取り組んでいこうといったところで、これで日本維新の会がこれから一切貰わないと宣言されるのであれば別でしょうけど、どこかの時点で貰うということになると、それはどうかなという思いもあります。



横野座長： はい、ほかにどうですか。

泉 委員： すみません。

横野座長： はい。

泉 委員： 前回も言いましたけど、基本的には、今、だめな部分を塗りつぶしていく作業を開始しようとしている段階だと思いますから、それを結局塗りつぶした後に、見て、我々は使いますよと仰っているようにしか聞こえないので。一緒にやりましょうよと言っているのに、また前回の繰り返しなものですから、ちょっとおかしいんじゃないかと僕は考えますので、是非とも皆さん参加の上で、どんなふうに使われるのか、いや、これだったらだめだよということが、事例として挙がってきますから、それを参考の上にどんどん良いものにしていきましょうという話ですから、それは金井委員に納得していただきたいと僕は思います。以上です。

横野座長： はい。

金井委員： あの。

横野座長： はい、金井委員。

金井委員： 意見の相違というものはやっぱりあると思うので、別にそれは否定されるものではない、否定するつもりもございません。我々は、例えば第三者機関というものは会派内に作った方がいいんじゃないかと、議会全体で按分するんじゃ

なくて、会派内で作ればそれでいいんじゃないかって思うんです。むしろ、そっちの方がこんな会議開かなくてもいいと思うんです。それを公表すればいいと思うんですけど、全体でそう決まったんですよ、やりましょうということで。けれども、政務活動費としてこの費用負担をする分については、おかしいんじゃないですかと、政務活動費は本来こういうことに使うべきものなんじゃないか、ということで、我々は政務活動費は使いませんと、政務活動費で支払うことには反対です、そういう立ち位置をやっただけで。仕組みそのものとかそういうものについてはやっぱり皆さん意見が違うので。政務活動費をこの費用負担に充てるかどうかというのは、やっぱりおかしいと思います。全く。我々は。政務活動ではないと。

江西委員： はい。

横野座長： はい。

江西委員： 金井さん、だから、去年の最初のときから、そのテーマは、私もとりあげたときに、金井さん、それほどそのことについて言わなかったわけですよ。最後にそのことについて触れるようになりましたけれども、その間市民は怒っているとか言わなかった。私の意見に反対だと、私は思っていました。こういう政務活動費の調査に第三者機関を作ることには私は反対だ、ということに反対、これに賛成だというふうに私は思うくらいだったんです。議論を進めて、適正化するという目的に向けて進んだわけですよ。一貫して否定しているという表現も、今となって言われると、私も違和感があるわけですけども。やはりまずは、金井委員が言ったように市民はものすごく怒ったわけですよ。怒ったことに対してこんなイレギュラーなことが発生したわけですから、一日も早くこう

いうもの、本来私もいらなくなるような市議会になる必要があると思いますけれども、まずこれで進めようということで進めているわけですから、ここにバックして、じゃあどうやって持っていきたいのか、そういった対案もないような中でそういった議論をすることはもうやめて、前に進んで、どんどん適正化して市議会を立て直すべきだというふうに私は思います。

横野座長： よろしいですか。今日、基本事項及び審査業務について事務局から説明のありました7ページ、8ページこの辺りの内容についてなにかご意見ありますか。

島 委員： 座長。

横野座長： はい、島委員。

島 委員： ちょっと、確認になるかどうかわかりませんが、2ページ目の3の期間なんですけど。

横野座長： はい。

島 委員： 履行期間ですが、7月1日から来年の3月31日まで取りあえず1回目として動かしてみて、この時点で今まあ議論されたような形の、もう1回どうでしたかと、フィードバックをかけてより良いものにしていくと。取りあえず、来年の3月31日までこのスタイル、この後決まるこのスタイルでやってみましょうと、そういうことですよ。

横野座長：　そうです。一応今、単年度契約ですから、公認会計士の皆さんと話し合いをして請負契約を結ぶときに、一応、3月31日という1つの年度の区切りを目安として、それで7月1日から3月31日として。この後、この方法論で、今、金井委員も仰っていますけど、実際 この後の、例えば運用の中でいろいろ疑義が生じたときは当然あり方検討会で話し合いも必要だと思うし、あるいは年明けで1月ぐらいに、この検討会で、今、公認会計士さんを使ってこうやってきたことについて皆さんのご意見を伺って、この後引き続きまた契約をもっていくのかとか、そういったことは随時やらなきゃいけないとは思っています。今回初めて第三者機関を作ったわけですから、当然そのことについて運用するためにこの方法をやりましょうと言っているわけですから。その辺りは、皆さんの賛同をいただいて第三者機関を作ることを決定した前年度のあり方検討会の方向性、代表者会議でも決めてきたことだから、そのことに基づいて今度契約の中身について提起したわけですから、契約相手先もある程度そういう方向でと提起したわけですから、この後は、今日のあり方検討会が終わった後は、また代表者会議で最終的な結論をいただいて、そして契約に各会派会長の印を押して契約書を交わすという、そういう順序を踏まないといけないというふうに思っています。その中で、金井委員の仰ったことをどう取り扱うかは、あり方検討会はそういう方向で行きたいと思っているんですが、代表者会議でそこはどういう話が出るか、そこも含めて最後は代表者会議で決定いただいた上で、契約を結ぶという方向性を持っていきたいという思いではありますので、そういうご理解をいただければ一番いいかと思っております。

もう 1 つは、公認会計士さん、例えば、いざ仕事が始まった段階で、公認会計士さんが、いや、これちょっとおかしいんじゃないのか、いや、これ検討するべきでないか、というのは出た段階であり方検討会を開くなり、いろいろ意見交換をしたいとは思っていますので、内容とかいろんなことについて、今、指

針を決めて、指針に基づいて事業を進めていこうとしているわけですから、その指針の中にまだ不明瞭な点も若干ありますので、そういったことについては当然、直さなきゃいけないし、決めなきゃいけないと思っています。決まった運用指針で全てが上手くいきますとはなかなか言いにくいので、その辺りは協議しなきゃならない場合、あるいは公認会計士さんからこれは不適切ではないかと言われたことについては、皆さんと意見交換する場も必要だと思いますので。そういったことはこれから随時あるとは思いますが、そういった方向性を持っていきたいとは思っていますが、どんなものでしょうか。よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： もしそうであれば、一応、今日提案したこの内容で業務を進めていって、代表者会議にかけたいと思いますがよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

松尾副座長： はい。

横野座長： はい、松尾委員。

松尾副座長： はっきりさせておきたいことだけちょっとあるので、金井委員は第三者機関の設置については過去の資料等を見ればわかるんでしょうけど、設置については了解されてますよね。

金井委員： あの、決まったんですね。はい。

松尾副座長： そうですね、それははっきりしていることですね。

金井委員： はい。

松尾副座長： あと支払のことは、あの、今回その。

金井委員： いや、あの、もともと、じゃあ、あの決まったからその公認会計士の分だけ維新は請求しなさいと、貰いなさいと言われても、今のところ貰うつもりはありません。公金の支出という面ではこれは違反だと思っているものですから、これは。先ほどからの意見は、皆さん、公金の支出、政務活動費でこの第三者機関の費用は正しいという意見だったんですけど、私は公金の支出という点ではこれは不適切な支出ということを、危機感をもってお話しているので、これについては、政務活動費をこれによって請求するということはいたしません。座長が言われたように寄附行為とかそういった問題がまた発生するならば、公認会計士の方にはどういうものか聞いていただければいいと思います。そもそも、業務を、業務委託を、まあこれまた江西さんに怒られるかもわかりませんが、業務委託をしないのに、お金を按分しなさいということまでは、やったんですけど、その後については、私もちょっと答えはでない。

横野座長： その話は別問題だと思います。結果的に議員38人で第三者機関を設置しましょうということは、ルールとして決めてきたわけですから、そのため費用負担を38人で負担しましょうというつもりできたので、それを充てる費用は政務活動費を充てましょうということで、一応合意してきた経過があるので、その経

過を、例えば今それは違反だからと突然言われると、そのことについて別の。

金井委員： いや。

横野座長： それはちょっとまた申し訳ないけど、自分たちが決めてきたことをこの場で否定されて、また払いませんとか言われますと、ちょっとやっぱり違和感が非常にあるので。そのあたりはまた代表者会議で結論を出していただくことにして、あり方検討会でその結論までを持っていくというのはいかがなものかと思いますが、ともあれ意見は意見として代表者会議の方に申し添えて、今日のまとめたことを議長に報告して代表者会議に諮るようになっていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

金井委員： はい。ちょっと1点だけ。

横野座長： はい。

金井委員： あり方検討会で決まったのは、11月2日の第5回に政務活動費の第三者機関の設置と、費用は政務活動費を充てるということで。我々当選したのは11月6日で、我々の選挙の前にそういうことが決まった、

橋本委員： 座長、すみません。

横野座長： はい。

橋本委員： 前回そのことには結論がでたでしょう。

泉 委員： 同じことを何回もやめましょうよ、そういうのは。

金井委員： はい。

横野座長： よろしいですか。そうしたら、そういう形で進めたいと思いますが、皆さんよろしいですね。

参加委員： 異議なし。

横野座長： はい、それではそのように決定いたします。では、次に本日の協議で決定した事項につきましては、現在の運用指針に合致しているものでありますので、この後、運用指針8ページの記載を的確に修正したいと思います。

最後に今後の日程であります。本日の協議結果につきましては、私と松尾副座長の方で議長へ報告した後、早急に各派代表者会議に諮りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： それでは、そのように決定いたします。では本日は、この程度にとどめたいと思います。これで、本日の協議は終了しました。本日は、これをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。